

## 沼津市立病院 床頭台等設置運営事業に係る仕様書

### 1 目的

沼津市立病院（以下「当院」という）における、入院患者の療養環境の利便性・快適性の向上を図るため、病棟に床頭台、コインランドリー等（以下「設置物件」という。）を設置し、適切な管理運営を行うことを目的とする。

### 2 設置場所

静岡県沼津市東椎路字春ノ木 550 番地

沼津市立病院

### 3 設置期間

令和5年8月1日から令和6年7月31日までとし、事業実績が良好で許可条件に違反がなく、当院及び設置運営事業者いずれからも特別の意思表示がない場合は、令和13年7月31日まで毎年更新する。

### 4 設置物件

- (1) 床頭台（テレビ付） 規格・台数は下記のとおりとする。ただし、変更の可能性があることを考慮すること。
- |     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| ・規格 | 高さ 1,200 mm、幅 500 mm、奥行 500 mm以下 |
| ・台数 | 一般病棟 364 台                       |
|     | 化学療法室 2 台                        |
|     | 透析室 3 台 ただし、テレビのみ（床頭台は不要）        |
- テレビを設置するオーバーテーブルも併せて用意すること。
- (2) コインランドリー（8階） 設置箇所 6 台分
- |           |       |                           |
|-----------|-------|---------------------------|
| ・全自動洗濯機   | 3 台以上 | 洗濯容量が 4.5 kg以上            |
| ・衣類乾燥機    | 3 台以上 | 乾燥容量が 4.5 kg以上            |
| ・全自動洗濯乾燥機 | 1 台以上 | 洗濯容量が 6 kg以上 乾燥容量が 3 kg以上 |
- (3) 7 西病棟に冷蔵設備
- (4) 院内テレビ
- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| ・規格 | 32 型地上デジタル液晶テレビ、BS 放送対応、リモコン付 |
| ・台数 | 90 台                          |
- (5) Wi-Fi 設備 一式
- (6) BS 放送設備 一式

## 5 設置物件の仕様等

### (1) 共通仕様

- ① 設置物件はすべて新品のものとする。ただし、BS放送設備においては、この限りでない。
- ② ベッド周辺での医療行為を妨げないものであること。
- ③ 抗菌性、耐荷重、耐久性等に優れており、利用者が安全に使用できるものであること。
- ④ 高齢の利用者にも配慮した、操作が容易なものであること。
- ⑤ ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物について十分な対策がされていること。

### (2) 床頭台

- ① 材質は木製とし、詳細な構造等については、事業者選定後に病院と協議を行い決定すること。その際には病院の指示や要望を極力尊重すること。
- ② 大きさについては、病室の形状やベッド等の配置に合うものとする。
- ③ テレビ台兼用とし、熱湯や薬品等の汚染にも耐えうる、耐熱・耐水性、耐汚染性に優れているものとする。
- ④ 移動用キャスター及びストッパーが付いており、ストッパーについては一回の操作で同時にロック又は解除ができること。また、安全かつ静粛に移動できるものであること。
- ⑤ 床頭台内部に書類等が落ち込まない対策をしたスライドテーブルを設けること。
- ⑥ 施錠式の引き出しを備えていること。
- ⑦ 十分な収納スペースを確保すること。また、引き出しには、収納されたものが床頭台の奥に落ちない対策を講じること。
- ⑧ 前面に、コンセントを1つ設けること。
- ⑨ 足元灯として人感センサー式フットライトが取り付けられていること。
- ⑩ 両サイドにタオル掛け、杖ホルダーを設置すること。
- ⑪ テレビの利用申込みをしていることが一目でわかるような機能を備えていること。

### 床頭台用テレビ

- ① 信頼性の高い国内メーカーの19型以上の地上波デジタル放送・BSデジタル放送の受信が可能な液晶薄型テレビであること。
- ② 床頭台にしっかり固定し、アーム等でテレビの位置が前後上下左右に調整可能であること。
- ③ 音声出力はイヤホンとスピーカーの切替えができる機能があること。
- ④ 消灯時間等に使用できないように設定ができること。
- ⑤ 汎用イヤホンが使用可能であり、イヤホンの差し込み口はテレビ本体前面にあること。
- ⑥ ワイヤレスリモコンを備え、リモコンに相互干渉対策が講じられていること。
- ⑦ ワイヤレスリモコンは、高齢者等の利用を考慮し簡便な操作で利用が可能な構造であること。
- ⑧ ワイヤレスリモコンの破損・損失や電池切れなどに対応するため、予備のワイヤレスリモコン・電池等を常に準備し、利用に不便のないようにすること。

(3) コインランドリー

- ① 全自動洗濯機と乾燥機の縦置きタイプであること。また、上部に乾燥機を設置できるように取付けユニットを整備すること。
- ② 地震等による転倒防止策を万全にすること。
- ③ 低騒音、省エネに配慮されたものが望ましい。
- ④ 操作方法や利用料金等をわかりやすく見やすい場所に表示すること。
- ⑤ 清掃は定期的に行い、設置箇所の清潔を保つこと。また、各対応の体制について、具体的に記載するとともに、連絡先を明記すること。

(4) 院内テレビ

- ① 信頼性の高いメーカーの 32 型の地上波デジタル放送・BS デジタル放送の受信が可能な液晶薄型テレビであること。
- ② 指定された場所へ設置すること。

(5) Wi-Fi 設備

- ① 病棟に Wi-Fi 設備を整備すること。
- ② 整備に必要な資機材等をすべて用意すること。
- ③ 使用できる範囲は、当院が指定した場所に限られるように設定すること。

- (6) ラジオを聴くことが出来るようにすること。(料金は有料、無料どちらでも可とする。また、Wi-Fi 設備を利用したラジオ聴取も可とする。)

## 6 管理運営体制

- (1) 当院に専属の常駐スタッフを配属し、設置機器の清掃、点検等のメンテナンスを行うこと。
- (2) 床頭台は常に清潔な状態にあるよう定期的に清掃すること。
- (3) 患者退院時等、病棟から依頼があった場合には必要に応じて床頭台等の消毒・清掃を行うこと。
- (4) 利用者からの苦情や相談を受けた際には、その内容の軽重を問わず、速やかに対応すること。
- (5) スタッフの在院時間は月曜日から土曜日までの午前 10 時から午後 4 時までが望ましい。
- (6) スタッフが不在の日も対応可能な保守体制を整備すること。
- (7) 保守管理等の実施にあたり、病室内に立ち入る場合には当該病棟管理者の許可を求め、その指示に従うこと。
- (8) 設置物件故障時の連絡網を整備し、当院に提出すること。
- (9) 機器の故障時の迅速な対応のため、設置物件の予備機を複数台用意しておくこと。
- (10) 当院の過失による場合を除き、機器の破損、紛失、盗難については、事業者の責任において対応すること。ただし、明らかに当院の過失による場合は、双方の協議により対応を決定する。
- (11) 常に、患者及び病院の意見・要望を聴取し、患者サービスの向上に努めること。
- (12) その他、病院から指示がある場合には、速やかに報告、対応を図ること。

## 7 設置条件

- (1) 床頭台等の使用方法が簡単にわかる利用案内を用意すること。
- (2) 事業者には、賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めないものとする。
- (3) 事業者決定後、床頭台等導入に必要な工事等の実施にあたっては、当院と十分に協議・調整のうえ、指示する日までに床頭台等を設置し使用可能な状態とする。  
工事等を開始するまでの間に、施工計画書・工程表等を作成し、当院の了承を得ること。  
特に、当院が既に設置している電気設備等に関する工事等を施工する場合は、必ず事前に詳細な実施計画書・図面等を作成して、当院と協議行う。
- (4) 工事等の実施に係る病棟・病室への立ち入りにあたっては、当院の許可を求め、その指示に従うこと。
- (5) 設置物には、当院の許可なく広告等を掲示しないこと。

## 8 設置物件利用料金

- (1) 床頭台（テレビ、Wi-Fi）の利用料金については、現行のテレビカード方式から月額料金方式へ移行する。金額についてはプロポーザルによる利用料金の提案を踏まえ、当院側で決定する。
- (2) テレビ及びWi-Fi 設備の利用申込みから利用料金徴収までの業務は、当院の入院セット運営事業者と連携して行うこと。  
設置運営事業者は入院セット運営事業者に、各月売上の18%を納めること。この業務に関して、当院は関与しないものとする。
- (3) ランドリーの利用料金は、全自動洗濯機、全自動洗濯乾燥機は1工程の単価とし、乾燥機は30分稼働ごとの単価とする。いずれの機器もコイン式とし、100円単位とすること。  
利用料金については、事業者において回収、収納すること。

## 9 設置運営事業者の費用負担

設置物件の管理運営に係る必要費用は次の内容を含めすべて設置運営事業者の負担とする。

- (1) 機器の設置及び設置期間終了時の撤去等に係る費用
- (2) 設置物件の保守・修繕に係る費用及びそれらに係る消耗品の費用
- (3) 患者又は病院職員が故意もしくは重大な過失なく設置物件に与えた破損等の修理・復旧費用
- (4) 設置運営事業者の責による院内の破損に係る費用
- (5) 設置運営事業者の責により利用者に損害を与えた場合の損害賠償の費用
- (6) NHK放送受信料とBS放送受信料及び加入料
- (7) 施錠式引き出しの鍵を紛失した際の交換費用
- (8) 地震、火災等による機器の破損に対する修理・復旧費用

## 10 本事業の契約方法等

覚書きによる。

## 11 行政財産の目的外使用

- (1) 運営事業者は前項の覚書きのほか、年度毎に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を受けること。
- (2) 行政財産の目的外使用に係る使用料として、設置物件による売上実績の額に提案した一定の率を乗じた額を翌月10日までに書面にて報告し、当院より送付する納付書をもって月末までに納付すること。

## 12 その他

- (1) 機器の製作にあたっては、設置場所の現状確認を行い実施すること。また、台数・規格については当院の事情により変更する可能性があることを考慮すること。
- (2) 設置にあたっては、前設置運営事業者と協力しながら円滑な新旧機器の入替えに努めること。
- (3) 契約期間中、病院運営の都合上、設置物件の配置数・場所等が一部変更になる場合があるが、当院と協議のうえ対応すること。
- (4) 契約満了もしくは契約の解除等により機器及び周辺設備を撤去する場合には、自己の費用をもって、貸付物件を原状に回復し、当院の検査を受け、承認を得た後に返還しなければならない。ただし、当院が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- (5) 設置期間終了後、次の設置運営事業者への移行が円滑に行われるよう、引き継ぎに協力すること。
- (6) 市内において、大地震、大型台風、大規模事故、事件その他社会的影響の大きな災害等が発生した場合及び病院施設・設備等に緊急事態が発生した場合の対応は、病院の取り決め、指示に従うこと。
- (7) 患者の利便性や快適性、看護業務の効率化等に貢献できる自由提案がある場合は企画提案書に記載すること。

### 参考：当院の概況及び床頭台等設置運営に係る収支関係

- |                          |         |              |
|--------------------------|---------|--------------|
| (1) 病床数                  | 387床    | (令和4年4月1日現在) |
| (2) 一日平均入院患者数            | 246.8人  | (令和3年度)      |
| (3) 平均在院日数               | 12.2日   | (令和3年度)      |
| (4) 年間利益額（カード精算による払い戻し後） |         |              |
| テレビカード                   | 9,460千円 | (令和3年度)      |
| ランドリー                    | 619千円   | (令和3年度)      |